

山梨県公報

第七百二十三号

平成十八年

十二月十八日

月 曜 日

目 次

土地収用事業の認定	八九五
自動車専用道路の指定	八九六
道路の供用開始(二件)	八九六
公 告	
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出(二件)	八九七
開発行為に関する工事の完了について	八九八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	八九八
公安委員会	
技能検定員等審査の実施	八九八

告 示

山梨県告示第六百十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年十二月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称
市川三郷町
- 二 事業の種類
市川三郷町市川本町駅前広場整備事業
- 三 起業地

 - 1 収用の部分 西八代郡市川三郷町市川大門字坂本地内
 - 2 使用の部分 なし

- 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

市川三郷町市川本町駅前広場整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条第三号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業であることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、山梨県から補助金を受け財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、JR身延線市川本町駅前に駅利用者及び観光客が使用する駐輪場、公衆用トイレ及びベンチを設置するものであり、土地収用法第三十二条第三号に該当する事業である。

起業地が存するJR身延線市川本町駅(以下「市川本町駅」という。)及びその周辺には、駐輪場がないため、自転車及びバイクが駅前に乱雑に置かれ、歩行者の通行の妨げとなり、事故発生の危険性がある状況が続いている。こうした状況に対応するため、旧市川大門町では、市川大門町第四次総合計画において、市川本町駅前の整備を計画し、平成十七年十月の三町合併以降も駅前整備計画を重点施策としてきた。

また、市川本町駅は、四尾連湖、碑林公園等の観光地への最寄り駅であり、観光シーズンになると、多くの観光客が利用するため、小休止ができる施設の設置を求められてきた。更に、昨年、JR東海が市川本町駅舎を改築する際に駅舎トイレを撤去し、極めて不便となったため、起業者がJR東海と協議をしたが、JR東海は経営の合理化のため、駅舎以外の建築物は設置しないとのことであった。このような経緯から、起業者が駐輪場、公衆用トイレ及びベンチを設置することに至ったものである。

本事業が完成すると、駅利用者及び観光客の安全性及び利便性が大いに向上することになる等本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する影響等が考えられるが、起業者は、請負業者と協議し、地域住民及び駅利用者に対して十分な周知や安全対策を行うこととしている。また、工事にあつ

ては、騒音、振動等の発生を抑えるため、低音重機を使用し、土曜日及び日曜日は工事を行わないこととしており、適切な対策を講じているものと認められることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地の選定

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、適切であると認められる。以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

市川本町駅及びその周辺には、駐輪場がないため、自転車及びバイクが乱雑に置かれており、歩行者の通行の妨げとなっている。また、市川本町駅は、四尾連湖、碑林公園等へ行く観光客が小休止ができるような施設の設置が求められてきた。更に、市川本町駅舎改築の際に、駅舎トイレが撤去されてしまったため、現在、公衆用トイレがなく、駅利用者にとって極めて不便であることから、JR東海に設置を求めたが、経営合理化のため、駅舎以外の建築物は設置しないとのことであった。

以上のことから、早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業は、起業地の範囲は、町の人口及びJR東海による市川本町駅の利用者数から規模を求めており、いずれも必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと

判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

市川三郷町産業振興課

山梨県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区	間	延長 (メートル)	指定する期日
山梨市大字万力字一丁田二二一番の三地先から 笛吹市大字春日居町徳条字寺ノ前九三番地先まで		二三八九・〇	平成十八年十二月二十日

山梨県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	山梨市大字万力字足原田一〇一 五番の二地先から 笛吹市大字春日居町徳条字寺ノ		二九二〇・〇	平成十八年十二月二十日

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	百三十八台	二百二台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三十分	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後八時三十分まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 変更する年月日

平成十九年七月三十一日

三 届出年月日

平成十八年十一月三十日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市小淵沢町一〇一七一の一、一〇一七一の五、一〇一七一の六及び一〇一六七の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北杜市小淵沢町百二十九の一 株式会社星野リゾート・八ヶ岳 代表取締役 星野佳路

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年十二月十八日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市下三條字地藏堂九三六の一、九三七の三、九三八の一、九三八の二、九三八の三、九三八の四、九三八の五、九三八の六、九三八の七、九四〇の一、九四〇の二、九四〇の三、九四〇の四及び九四〇の五の区域

二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路 ゴミ置き場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町河西千四十三番地 トヨタホーム山梨株式会社 代表取締役 早野 潔

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十八年十二月十八日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十九年一月二十二日(月)、一月二十四日(水)及び一月二十六日(金)の午前九時から午後四時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十八年十二月二十五日(月)から平成十九年一月十日(水)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 特定第一種運転免許

一万四千七百五十円

(二) 普通自動車免許

二万五百円

(三) 大型自動車第二種免許等

二万二千五十円

2 教習指導員審査

(一) 特定第一種運転免許

九千八百五十円

(二) 普通自動車免許

一万二千五百円

(三) 大型自動車第二種免許等

一万二千五百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせる。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番